

第75回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成29年1月11日（水）午後1時30分開会
会 場：S T V 北 2 条ビル 地下1階 会議室

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、明けましておめでとうございます。

本日は、お忙しいところ、また、大変お寒い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第75回札幌市緑の審議会を開催いたします。

本日は、小西委員、椎野委員から欠席する旨のご連絡を、また、森本委員からは到着が若干遅れる旨のご連絡をいただいております。さらに、関委員も若干遅れております。

定足数につきましては、委員16名中、現在の出席委員数は12名であり、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が第75回札幌市緑の審議会次第です。次に、座席表、第19次札幌市緑の審議会委員名簿、資料1の方針案（素案）、資料2の前の審議の振り返りをお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がございましたらお知らせください。

本日の審議会におきましては、前回に引き続きまして、札幌市公園整備方針（案）についてご審議いただき、ご意見やご指摘等を賜りたいと存じます。

それでは、近藤会長、進行のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

○近藤会長 今日お願いしたいのは、次第にありますように、資料1の札幌市公園整備方針について、文章の表現も含め、皆様からご意見をいただきたいということです。

その前に、今までどんなことをお話ししてきたかをおさらいしてから、整備方針の審議に移りたいと思います。

札幌市からの案内では3時間程度ということですからかなり長くなっております。ただ、進行の状況によっては時間が短くなるのですが、最大で3時間ということです。各章ごとに説明していただいた後、皆さんからご意見をお伺いする時間を15分ほど取りたいと思いますので、気がついた点をご指摘いただきたいと思います。

それでは、前回の審議のおさらいのご説明をお願いします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 前回の審議の振り返りについてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

【議案資料－1】 前回は、第3章の2、第4章の2の公園の種類ごとの整備方針と第4章の4の公園機能のさらなる充実へ、第5章の運営にあたってについてご審議いただきました。

【議案資料－2】 まず、公園の種類ごとの整備方針では、前半と後半に分けてご審議いただきました。

前半は、街区公園についてご審議いただきました。ポイントは、街区公園について機能分担を図ることでした。

後半は、街区公園以外の公園種類について及び種類間の運用についてご審議いただきました。ポイントは、地域に街区公園や近隣公園の機能が不足すれば、ほかの種類で補完する点です。

〔関委員入室〕

【議案資料－3】前半の街区公園の整備方針についていただきました主なご意見やご質問です。

まず、その他の街区公園でもニーズがあれば機能特化公園にすることが可能かとのご質問がございました。これにつきましては可能であると考えております。

次に、地域の核となる公園、機能特化公園だけではなく、その他の街区公園もあわせて3分類をセットで検討すべきでは、また、機能特化公園より、その他の街区公園に費用等をかけるべきではとのご指摘がございました。これにつきましては、地域の核となる公園と機能特化公園の検討の際には、その他の街区公園も含めて検討する場合もあり得るとお答えいたしました。そして、費用としては、ご指摘のとおり、その他の街区公園は、現状ある機能を維持するため、施設を更新していくのに対し、機能特化公園は施設撤去が中心となりますので、基本的には機能特化公園のほうが整備費用は低くなります。

ご審議いただきました結果、事務局案は妥当との結論をいただきました。

【議案資料－4】次に、後半の街区公園以外の公園の整備方針、再整備、補完の考えについていただきました主なご意見やご質問です。

まず、近隣公園より上のクラスでは、今までにない新しいニーズや使い方が考えられるが、それに応えられるかとのご指摘がございました。これにつきましては、法律や条例などのもと、可能な範囲で考えてまいりたいとお答えいたしました。

次に、地域に必要な公園の機能と地域のニーズ関係についてのご質問がございました。これにつきましては、地域に必要な公園機能を確保した上で地域のニーズを検討してまいりたいと考えております。

そして、総合公園と街区公園では、規模が違い過ぎるので、補完が難しい場合もあるのではとのご指摘がございました。確かに、全てが同じように補完できるものではないと考えておりますので、公園ごとの状況に応じて判断してまいります。

ご審議いただきました結果、一部を修正した上で事務局案を妥当とする結論をいただきました。

修正点は、既存公園の整備手法の一覧表におきまして、一つは、投資の項目を削除すること、もう一つは、手法の選択における「○、△、×」の表現を再検討することです。こちらにつきましては、資料1の方針素案を用いて確認いたします。

【議案資料－５】パワーポイントにも映しておりますけれども、方針案の36ページに資料1の該当箇所を抜き出しております。36ページの既設公園の整備手法のところです。

ご意見を踏まえまして、一番下の段の費用の欄を削除しております。

【議案資料－６】2点目は、既存の公園整備を公園種類でまとめたもので、方針案の41ページです。

前回のご審議では、「○、△、×」ではわかりにくいとのご意見がございました。実際に、公園種類ごとの考えが微妙に異なり、記号だけで表すのが難しいことから、単純に「○、×」だけで表記することといたしました。

「○」は、実施できるとした上で、実際にどのように選択するかは公園種類ごとの整備手法の方針に沿って選択いたします。「×」は、基本的に実施いたしません。米印は、基本的には実施いたしません。都市緑地に代表されますように、ほかの公園種類の性質、規模に近い場合は、該当する公園の種類の整備手法を適用いたします。

【議案資料－７】例えば、近隣公園は全ての手法が「○」となっておりますが、これをどのように選択するかと申しますと、方針案の37ページに近隣公園の整備手法が書いており、各種類のところに整備手法という記載がありまして、その中でどのように判断すればよいのかを示しております。

近隣公園では、①に、施設の老朽化状況や地域ニーズの変化などを総合的に勘案して、機能再編が必要と判断される場合は、全面再整備や部分再整備を行うと記載され、②に、老朽化した施設がある場合、今後の再整備の見通しを考慮した上で個別の施設更新等を実施することとあります。

この内容から個別に判断して整備手法を選択することとなります。

パワーポイントに戻ります。

【議案資料－８】続きまして、公園機能のさらなる充実へと運用にあたってです。

主なご質問とご意見です。

民活やプレーパーク、柔軟な運用等に触れないのかとのご質問がございました。これにつきましては、重要性については認識しているところでございますが、現在は検討段階の状況でございますので、時期的にも本方針とは切り離さざるを得ないこと、今後、連携を図っていくことが必要であることという考えをご説明いたしました。

ご審議いただきました結果、一部を修正した上で事務局案を妥当とする結論をいただきました。

修正箇所につきましては、景観に関する方針の中での表現の統一でございます。

以上、前回の審議の振り返りでした。

○近藤会長 ありがとうございます。

前回の審議会で皆さんからいただいたご意見やご質問に対して、このように反映しましたというお話でしたけれども、いかがでしょうか。

私から、一つだけ気になることがありますので、申し上げます。

(議案資料－6)をお願いいたします。

凡例のところ、「実施できる(公園種類ごとの整備手法の方針に沿って選択する)」とありますけれども、何を選択するのかと思ったのです。これは「整備する」の間違いではないかと思うのですが、どうでしょうか。

細かい文言に入りましたが、いかがでしょうか。

○事務局(西川みどりの推進課長) これは、再整備の手法を選択することとなります。ですから、全面再整備や部分再整備、施設の更新などということです。

○近藤会長 わかりました。

ほかにご意見やご質問はございませんでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○近藤会長 それでは、本題である札幌市の公園整備方針の素案について、内容を確認しながらご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から、第1章と第2章についてのご説明をお願いいたします。

○事務局(西川みどりの推進課長) 方針素案の説明の前にこれまで審議いただきました要点をまとめましたので、簡単にご確認いたしたいと思います。

資料2の一番後ろに資料3をつけておりますので、そちらをご覧ください。

[森本委員入室]

【議案資料－9】この方針は、公園の整備に関する総合的な方針といたしまして、平成26年度にご審議いただきました機能分担や施設の見直しについての考え方と平成27年度にご審議いただきました街区公園の新規整備の考え方に、新しい考えや現在の魅力を維持する考えなどを加えるものでございます。

10月に行われました第1回目の審議では、一つ目に、公園の配置に関する方針といたしまして、街区公園以外の考え方や拡張、統合についての考え方をまとめました。二つ目に、公園の施設に関する方針といたしまして、樹木やバリアフリーに関する考え方を新しく追加しております。特に利用の少ない狭小公園で積極的に施設を撤去する考え方につきましては、ご審議の中でご意見を頂戴し、内部で検討いたしました結果、さらなる調査や検討が必要であることを確認いたしましたので、今回は方針に掲載せず、今後の検討課題とさせていただきます。

また、先月行われました第2回目の審議では、一つ目に、公園の種類ごとの整備方針をまとめました。特に、街区公園では、地域の核となる公園を新しく定義づけ、機能分担とメリハリを推進しております。また、公園種類の枠を超えて機能を補完するような柔軟な発想も取り入れております。二つ目に、公園機能のさらなる充実として、防災、景観、冬季の利用などの観点から整備の考え方をまとめました。

以上がこれまでの審議の要点です。

方針素案には、これまでの審議でいただきました内容については基本的には盛り込んでおります。

それでは、方針素案についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

要点をかいつまみながらご説明いたします。

まず、本方針のタイトルですが、「札幌市公園整備方針」に加え、副題として、「未来につなぐ、メリハリのある公園づくり」としています。これは、この方針の趣旨を伝えるものとなっております。

なお、この資料の見方ですが、本文中の青色の字で記載している箇所につきましては、事前にお送りした資料から修正を加えた箇所がございますので、事前資料から変わった点としてご確認いただければと思います。

それでは、1ページをご覧ください。

こちらは目次でございまして、2ページの途中まで続きます。

2ページの下の段をご覧ください。

この方針には、本編のほかに資料を別途添付する形としております。

これまでの審議におきましても、パワーポイント資料でさまざまなグラフや図をお出ししてまいりましたが、全てを本文中に盛り込んでしまうと、かなりのボリュームになり、読みづらくなるおそれがあります。そのため、一部を資料編に回すようにしております。また、最終的には、本方針の策定の過程として、この緑の審議会と今後行う予定のパブリックコメントの内容についても資料として添付する予定でございます。

それでは、ここから本編に入ります。

まず、3ページの第1章の「はじめに」です。

1-1の「公園の効果」です。

本方針の前提として把握するため、国土交通省の資料より公園の持つ効果について引用して記載しております。

また、一番下に注釈がありますが、この資料で公園と言っているのは、都市公園法における都市公園であることを記載しております。

続きまして、4ページの1-2の「現状の整理」です。

(1)の「公園整備の経緯」は、これまでの公園整備の経緯を概括的に説明しております。札幌市の公園整備の始まりや昭和40年代後半から50年代にかけて急速に整備が進んだこと、大規模公園も計画的に整備してきたこと、そして、平成に入って、既設公園の再整備に取り組んでいることなどを掲載いたしました。

おめくりいただきまして、5ページでは、そのような公園整備に関する主な計画や事業をお示ししております。

続きまして、6ページの(2)の「現状」です。

ここでは、札幌市の公園の現状について記載しております。

1段落目に札幌市の公園の箇所数及び量が充実していること、2段落目に特色のある公園が設置されていること、3段落目にアンケート調査の結果から公園に対する満足度が高いことの3点を示しました。

続きまして、7ページの(3)の「課題」です。

ここから9ページまでは、大きく三つに分けて課題の整理を行っております。

①として、地域間で公園の整備状況に偏りがあることを、グラフを使ってご説明しました。また、8ページでは、②として、公園施設の老朽化が進んでいることを記載しております。下の表の「公園の施設量」は、審議の際にはお出ししていなかった表や図ですが、説明をわかりやすくするものとして示しております。

おめくりいただきまして、9ページでは、③として、ニーズの変化と機能重複について記載しております。下の図は、機能重複の事例といたしまして、公園が密集している地域において、滑り台を有する公園が街区公園の誘致圏である半径250m内に密集している事例を示しております。

続きまして、10ページの(4)の「国の動き」です。

全国的な都市公園のさまざまな課題に対し、公園施設長寿命化計画指針の作成と「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」が取りまとめられたことを記載しております。

続きまして、11ページの1-3の「方針策定の目的」です。

一つ目は、札幌市みどりの基本計画の公園整備に関する内容の具体化であり、基本計画内の柱4の「公園の魅力の向上」のうち、公園整備に関する推進プログラムを実現するための具体的施策を示すものであること、二つ目は、12ページの「公園整備の考え方の総合的な整理」であり、「様々な課題解決のための施策」と「時を経て得た魅力などの特徴を守り、さらに伸ばしていくこと」などのさまざまな考えを総合的に整理し、これからの公園整備のあるべき姿を示し、公園の魅力を一層高めていくことを記しております。

続きまして、13ページの1-4の「方針の位置付け」です。

(1)の「位置付け」では、上位計画や関連する他の分野の計画との関係を示しております。(2)の「対象」では、この方針の対象を札幌市建設局所管の都市公園及び公園施設とするとしております。(3)の「方針の見直し時期」は、みどりの基本計画の改定などに合わせて見直しを行うこととしております。

続きまして、14ページの(4)の「構成」です。

本方針が「配置」、「種類」、「施設」の三つの視点から公園整備の将来像を示した上で、その実現に向けた施策を行う流れで構成されることを示しております。

続きまして、15ページをご覧ください。

ここから第2章の「基本的な考え」に入ります。

まず、①の「量から質へ」です。

これまでのさまざまな取り組みによりまして、公園の「量」としては一定程度の充実が見られることから、今後は、既設公園の効果的な機能再編を図るなど、公園の「質」を高める方向にシフトしていくという考えです。

なお、審議の中では、「量から質への転換」としておりましたが、「転換」と言ってしまうと、完全に変わってしまうという印象を与えてしまうことから、「転換」という文字を削除いたしました。

続きまして、16ページの②の「選択と集中」です。

厳しい財政状況や人口動態の変化などの中でも公園の魅力向上を図っていけるよう、必要性の高い公園などを「選択」し、そこに整備を「集中」していこうという考えです。

下の段にはアセットマネジメントの考えについて記載しております。この考えは、本方針の「基本的な考え」のもとともなっているものでございますが、言葉自体が理解しづらいことから、これまでの審議などではこの表現は用いておりません。ここでは、コラム的にお考えいただければと思います。

以上、第1章と第2章について、要点をご説明いたしました。

○近藤会長 ありがとうございます。

目次から始まって、16ページまでですが、概略をご説明していただきました。これから時間をとりますので、ざっと目を通していただいて、細かな文章表現でも考え方についても結構ですので、お気づきの点やご意見をいただければありがたいと思います。

○山田委員 内容についてではなく、表記についてです。

表紙のサブタイトル、または、10ページや16ページに「メリハリ」とあり、片仮名になっておりますが、これは日本語だと思うのです。そうすると、平仮名表記になるのではないかと思います。

片仮名表記にしているのは全て外来語なのです。「メリハリ」だけが日本語であるにもかかわらず、片仮名表記になっているのが気になっております。

札幌市では、第三者が作った原稿なり文章をチェックする校閲部署はあるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 例えば、条例や規則の用語をチェックする部門がありますので、そこと相談したいと思います。

○近藤会長 目次に資料編とありますけれども、本日、それはついていないのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） これまで審議会の中でお示ししてきたグラフや表、その他の参考資料がつかますけれども、申し訳ありませんが、今日は用意してきておりません。

○近藤会長 わかりました。

ほかにございませんか。

○三上委員 アセットマネジメントの言葉の解説が16ページにありますけれども、10ページにストックマネジメントという言葉もあるのです。ここにも説明をつけていただき、とてもわかりやすいかと思いますが、アセットマネジメントとストックマネジメントの関係

についてお伺いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） スtockマネジメントにつきましては、10ページにも書いておられますとおり、長寿命化を図る体系的な手法です。アセットマネジメントはそれ以外も含めた施設のマネジメントでして、アセットマネジメントがStockマネジメントを包含するということです。

○三上委員 どちらも専門用語ですので、Stockマネジメントがアセットマネジメントの一種なのだと書いていただけるとのみ込みやすいのかと思いますので、検討をいただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 関連性も含め、検討させてください。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○上田委員 私が気になったのも同じところです。

聞き逃したかもしれませんが、アセットマネジメントがコラム的に下ということだったような気がします。本文との関連性がわかりづらいと思うのです。

アセットマネジメントというのは、メリハリのきいた事業を指すのでしょうか。どこに対応しているのかが初めて読んだ人がわかるよう、米印がいいのかはわかりませんが、本文中にアセットマネジメントの考えに基づき、メリハリのきいた事業を展開しますとして米印をつけるなど、何かしら関連づけたほうがわかりやすい気がします。

○近藤会長 僕もそこがひっかかりました。ちょっと唐突な感じがしますし、この説明を読んでもなかなかわかりにくいので、何とかならないかと思います。

確かに、本文中にアセットマネジメントという言葉がないのに、ここでもこっと出ると何だろうなと思うと思うのです。また、説明を読んでもStockマネジメントよりわかりにくいのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 方針全体を包含する考え方として載せているところ。ただ、掲載場所や説明の仕方も含め、検討させてください。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○小篠委員 7ページの(3)の課題の地域によってアンバランスがあるというくだりのところ。そこ。に、例えば中央区ではとありますが、なぜ中央区で公園の整備水準が低いのかという。と、5ページにあるように、計画的に公園整備をいろいろな施策によって進めてきたのだけれども、既成市街地にはその網がかかっていなかったということなの。です。

そこに、例えば中央区ではとありますが、なぜ中央区で公園の整備水準が低いのかという。と、5ページにあるように、計画的に公園整備をいろいろな施策によって進めてきたのだけれども、既成市街地にはその網がかかっていなかったということなの。です。

一般の人が読むことになっているので、論文のように書かなくてもいいということがあ。るかもしれませんが、一般の人が読んだとき、なぜ中央区では公園の整備水準が低いのだ。ろうかと思ってしまうと思うのです。

その理由としては、計画的に整備してこなかった、できなかった、そういう施策がな。かったということだったということで、それが問題で、こういう新しい方針を作り、整備水。準が上がるような仕組みを作れないだろうかということがこの方針の狙いなの。ですと読め

ると、なぜこの計画を作ろうとしているのかの意味がよりはっきりわかるのではないかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） ご指摘のとおりでございます。なぜという疑問はどうしても発生すると思いますので、わかりやすいような表現を考えたいと思います。

○小篠委員 多分、パブコメでも指摘されるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ほかにございませんか。

9 ページについてです。

前にも言いましたけれども、ブランコ、滑り台、砂場という画一的な整備が進められてきたのですけれども、都市公園法できちんと決められていたわけではなく、こういうふうな整備をするようにという表現があったからですね。だから、そうしなければならないと思い、そのように整備してきたわけで、それで画一的になってしまったのですが、それは書かなくてもいいですかね。

○小篠委員 13ページについてです。

ここでこの計画書の位置付けを書かれておりまして、上位計画にみどりの基本計画があるというのはわかりやすいのですが、他の分野別計画とも整合性を図っていますとあり、下の図では、他の分野別計画との両矢印が書かれておりますね。

ここにどういう整合性をとられているのかが書かれてもいいのかと思います。それが副題についている「メリハリ」だと思うのです。

要は、公園量をどんどん増やしていきましようという話ではなく、選択と集中をやっていくということは、立地適正化計画や都市計画マスタープランに書かれているような拠点を作っていくましようということと関連しているわけです。しかし、そのことは市民には余りわからないと思うのです。

公園整備の方針を作るのであれば、20世紀型だと、公園量をどんどん増やしていくのかな、税金をどんどん投下していくのかなと思ってしまうかもしれませんが、そうではなく、適正な配分を考え、必要であろうと考えられるところに集中して造っていくのだ、再整備していくのだということなわけです。それが他の分野別計画との整合性を図る上で一番重要なことなのではないかと思うのです。

それを両矢印で書いておき、さらっと切り抜ける手もあるかともかもしれませんが、書かないと、なぜこの整備方針を作るかという目的がわからなくなるのではないかと思うのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 都市計画マスタープランについては余り出てこないのですが、立地適正化やバリアフリー、避難場所の計画については、後段で細かく説明している部分もあります。そこで、ここでは関わりについて余り書いておりません。ですから、ここは導入編という位置付けで考えております。

○近藤会長 他の分野別計画との整合性で細かいことをいえば、立地適正化やバリアフリー、避難場所というキーワードがあり、そういうものを考えながらやっていきましよう

ということですね。別個にしてもいいし、本文に入れ込んで幾つかのキーワードを具体的にに入れてもいいかと思いますが、表現を工夫していただければと思います。

ほかにございませんか。

○今井委員 11ページと12ページについてです。

方針策定の目的とあり、①と②がありますね。この方針はみどりの基本計画を具体化したものだということはわかるのですが、②の公園整備の考え方の総合的な整理というのは、①と並べて書かれるものなのかがよくわかりませんでした。というのは、①にある公園整備に関する内容を具体化の中で公園整備の考え方の総合的な整理をしているのではないかと思うのです。

私は、みどりの基本計画の内容を具体化するに当たり、みどりの基本計画の中の公園の魅力の向上を具体化しているのだと思ったのです。

また、12ページの青い図では、公園の現状ということで、課題と魅力と書いてあり、課題と魅力が別々のもののように見えるのです。一番下のところに「限りある財源の中、公園の魅力をもっと高めることができるような施策を選択」とありますので、全ては魅力に含まれるのかなという気がするのです。

整理いたしますと、青い図では課題と魅力が別々のように見え、最終的には魅力一つにまとめられているような気がするということ、また、目的の①と②を並列的に書かれているのはどうかということです。

結局、何が言いたいかということ、方針策定の目的は、みどりの基本計画を具体化することであり、それに当たり、公園整備の考え方の総合的な整理をしているのではないかと今までの審議では考えていたのですが、①と②が出てきて、実はそういうことだったのか、①と②は別々に考えるべきものだったのかと疑問に思ったということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） おっしゃっている内容はよく理解できます。

②の課題と魅力につきましては、課題については解決し、魅力は伸ばすことによって公園総体を魅力あるものにしていきたいということでございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○上田委員 今の点についてです。

この方針の後半の表現に合わせるとしたら、「考え方の整理」ではなく、「整備手法の整理」でいいのではないのでしょうか。考え方という言葉が気持ち悪いのかなという気がしなくもありません。

○事務局（西川みどりの推進課長） 「考え方」という文言がなくても意味が通じると思いますので、この表現については検討させていただきます。

○小篠委員 今のことに関連する話です。間違っていたら指摘していただきたいと思いません。

私の理解では、みどりの基本計画を策定しましたが、その後に都市計画的な課題が出てきて、先ほどの話ではありませんが、立地適正化計画など、他の計画も含め、いろいろと

考えなくてはならず、それが公園整備にも非常に影響してくるということがあると思うのです。そこで、公園整備の具体的なアクションプランをどうしましょうかというみどりの基本計画の行動計画的なものを作ろうと思ったのだけれども、新しい課題が出てきたので、それも含めて整備方針を策定するのだという位置付けだと理解しているのですね。

もしそうであれば、そのような流れを説明すると、今のご質問に答えられるのではないかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今の小篠委員のご意見が正しいのかと思いますが、いずれにしても、今井委員からいただきました意見も含め、検討させていただきたいと思います。

○近藤会長 細かく厳密に考えれば、①と②は別なのかなという気がします。

みどりの基本計画に従って進めなければいけないけれども、別なところに課題があると書かれておりますが、それだけではおさまり切れないことがあったため、もう一つの柱を立てましょうということだと思うのです。

もしそうであれば、初めのところの課題のところの表現をもうちょっと工夫し、みどりの基本計画を進める一方、このような課題も出てきましたという感じにすればわかりやすいのかと思います。

多分、小篠委員のご意見と一緒にだと思いますけれども、それで逃れられるのではないかと思います。

○事務局（北原みどり推進部長） 補足させていただきます。

小篠委員のおっしゃっていることはそのとおりです。世の中のまちづくりのシステムの見直しが進む中、公園のあり方はどうあるべきかという立ち位置を変えなければならず、そこで整備方針を作っているのです。

もう一つに、公園政策のことがあります。

昔の基本計画では、1人当たり20平方メートルという基準を作っていましたが、今は、国から各自治体で考えなさいと言われる時代になっております。ですから、国の法律で定めていたことも条例で決めていただいて結構ですということで、各都市では、自分たちのまちの公園のあり方は自分たちで決められるようになってきたのです。

そのため、前の基本計画のときには、目標数値を出すのが非常に難しく、公園のあり方についてどういう目標設定にすればいいかはかなり抽象的な表現にとどまっておりました。しかし、それを具体化しないと、行政として施策に落とし込めなかったところでした。

今回の整備方針は、その役割を担っているわけですが、それが公園行政から言う背景にございますので、それをご理解いただければと思います。

○近藤会長 そのことを補足すればいいのかと思います。

○関委員 結局、市民がこの方針を読んだとき、まず、公園の効用があり、現状があり、問題点があり、そして、1-3に方針策定の目的があるわけです。しかし、一番最初に今までこれだけいろいろなことを説明してきたことを述べないで、こういう目的があります

とすると、読者はそこで頭が飛んでしまうと思うのです。

ですから、今までこういった問題があり、それを解決しなければならないのだということが必要だと思うのです。

また、②の一番下にある「限りある財源の中」のところもそうですし、わざわざコラムを設けているアセットマネジメントもそうですが、そうしたものをタイトル文の後半にでも、こういった問題を解決する一方、限りある財源の中でやらなければならないということがあり、それを受けてこういった方針を立てたのだとすれば読みやすくなるのではないかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 目的のところをもう少し詳しく書いて、すんなり入っていただけるようにしたいと思います。

○関委員 それを受けてですが、アセットマネジメントのコラムがあるとかえって難しい印象になってしまうと思います。結局、全体の流れとして、最初の目的のところを書いてしまえば理解できるのではないかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） アセットマネジメントについては、根本にある考えのため、どこかには書きたいのですが、ここではなくてもいいと先ほどのご意見もありましたので、今いただきましたご意見も含め、記載する箇所やその内容について検討させていただきます。

○近藤会長 それでは、ご意見をまとめたいと思います。

まず、アセットマネジメントの説明についてご意見がありました。これは、本文に入れるのか、あるいは、わかりやすく書き直すのかを考えていただきたいということです。

次に、「メリハリ」は日本語なので、平仮名かどうかを検討してほしいということです。

次に、中央区の公園面積が小さい理由を書き込んでおいたほうがわかりやすいということです。

次に、他の分野別計画との整合性のところに説明をもう少し加えるということです。

次に、12ページの②の課題のところは、うまくつながるようにしてほしいということで、二つに分けるのか、①に包含されるのかをはっきり区別できるように直してほしいということです。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、第3章の公園の将来像についてお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、第3章の「公園の将来像」についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

本方針の構成として、まず、第3章に目標とする姿として将来像を掲げ、第4章でその実現のために実施すべき施策を示しております。したがって、例えば、同じ「公園の配置」に関することでも第3章と第4章に記載が分かります。

まずは、3-1の「公園の配置から見る将来像」です。

現状と課題といたしまして、市全体で見れば充足していても、街区公園は地域間で偏りがある状況を記載しております。

将来像につきましては、①として、既成市街地などにおいても地域に必要な公園機能が確保されていること、②として、公園が密集している地域では、機能が分担されているか、密集している状態が解消されていることを挙げております。

また、補注といたしまして、地域に必要な公園機能の内容を定義付けております。

なお、事前資料では、配置の考え方として、区ごとの公園を羅列しておりましたが、こちらは削除いたしました。

続きまして、18ページの3-2の「公園の種類から見る将来像」です。

まず、(1)の街区公園です。

初めに、基本的な位置付けを記載しております。これは、後から出てまいりますほかの公園種別も含めまして、かねてより定義づけられていたもので、今後も継続する考えになります。

現状と課題といたしまして、箇所数が多く、特に狭小公園が密集している地域もあり、機能の重複が見られることを記載しております。

将来像につきましては、①として、1,000平方メートル以上の公園には「地域に必要な公園機能」が全て備わっていること、②として、機能分担を図ること、③として、メリハリがついていることを挙げております。また、19ページには、地域に必要な公園機能を最低限確保できる面積が1,000平方メートルである点をご説明しております。

続きまして、20ページの(2)の近隣公園です。

現状といたしまして、多目的広場や運動施設を有する公園が多いこと、課題といたしまして、一部の公園では「地域に必要な公園機能」に不足が見られることを挙げました。

将来像につきましては、①として、地域に必要な公園機能が全て備わっていること、②として、地域及び小学校区で中心的な公園になっていること、③として、街区公園よりも幅広い利用目的に対応していることを挙げております。

続きまして、21ページの(3)の地区公園です。

地区公園の現状では、公園ごとに個性があることを記載いたしました。

将来像につきましては、①として、「地域に必要な公園機能」が全て備わっていること、②として、公園が持っている特徴、個性が活かされていること、③として、街区公園や近隣公園よりも幅広い利用目的に対応していることを挙げております。

続きまして、22ページの(4)の総合公園、運動公園です。

現状といたしまして、総合公園は、全区に配置される見込みであること、また、それぞれの個性が豊かであることを記載いたしました。そして、総合公園と運動公園に共通して有料運動施設が多く配置されていることを記載しております。

将来像につきましては、①として、多くの市民や観光客などが訪れるような魅力あふれ

る公園になっていること、②として、そのコンセプトや特徴、個性を生かすことを挙げております。

続きまして、23ページの（５）の都市緑地です。

現状といたしまして、面積が大小さまざまであること、そして、緑の保全を重視する一方、遊具などのさまざまな施設が設置されていることを挙げました。

将来像につきましては、この現状のまま、緑の保全を中心とした上でさまざまな利用がされていることを挙げています。

続きまして、24ページの（６）の特殊公園、緩衝緑地、緑道です。

将来像につきましては、それぞれに求められる機能が備わっていることを記載しました。

続きまして、25ページの（７）の公園種類間の関係です。

基本的な位置付けとして、住区基幹公園、都市基幹公園という従来からある分類とその趣旨について記載しております。

将来像につきましては、基本的な位置付けに加え、種類間で柔軟な活用がされていることを挙げました。

将来像の最後が26ページの3-3の「公園の施設から見る将来像」です。

現状、課題といたしまして、非常に多くの公園施設が老朽化しているだけでなく、地域ニーズとのずれなどによって利用が低下していることのほか、バリアフリーや遊具の新しい安全規準などに適合していない施設があることが挙げられております。

将来像につきましては、①として、公園の施設が適切な量になっていること、②として、計画的な整備によって施設の安全が確保されていること、③として、バリアフリーや安全規準に適合していることを挙げております。

以上が将来像についてでしたが、将来像の実現に向けた具体的な施策については第4章で扱いますので、この第3章では、現状と課題に対して目標とする将来像を設定する章となります。

それでは、第3章につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 くだくなりますが、第3章では各公園についてこういうふうな公園であってほしいということが書かれており、この後にご審議いただく第4章では、そのためにどのようなことをしたらいいかという施策が述べられております。

まず、第3章の現状と将来像についてご意見をお伺いしたいと思います。

○久保田委員 先ほどのご議論の目的のところにもかかるような気がするのですが、17ページにある本方針における地域に必要な公園機能と3ページの1-1にある公園が持つ効果との関係についてです。

九つあるうちの五つが選ばれているように思うのですが、公園の効果が公園機能なのではないかと読んでいたのです。一方、17ページでは絞り込まれておりまして、その関係がよくわかりませんでしたので、なぜこれに絞るのか、あるいは、含まれていることがわかるよう、目的と関連付けてはいかがかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 公園の効果あるいは機能につきましてはいろいろな考え方があります。3ページの公園の持つ効果については、国土交通省が例示したものを転記しております。また、17ページのものは、機能といたしまして、昨年度、一昨年度に御議論していただきました必要な機能として、地域に必要な五つの点を書かせていただいております。

3ページでは九つありますが、これ以外にもいろいろな効果があるかと思えます。17ページのものはいくまでも地域に必要な公園機能として、例えば、3ページの国土交通省が挙げるものでは、地域になくてもいいけれども、都市公園や基幹公園のような大きな公園に望むものもあるかと思えます。そこで、最低限、地域にこれだけはあったほうがいいのではないかと五つを提示いたしました。

必要な機能は、ほかにもあろうかと思えますけれども、ここではこの5項目に絞っているということです。

○近藤会長 確かに、3ページと17ページを見ると、同じようなことが書かれているのになぜ違うのかと思われるかと思えます。3ページには、米印で国土交通省と書かれておりますので、これが目立つようにされるといいのではないかと思います。

ほかにございませつか。

○上田委員 今のことと関連します。

先ほど北原部長から説明があったことが第3章の冒頭にあるといいかと思えます。各自自治体で公園のあり方や定義を決められるのだということがないと、教科書に書いてあるようなことをなぜここに書かれているのだろうと思う人も出てくると思うのです。ですから、そういった文脈を多少入れて、札幌市ではこういう方針なのですかということを書いておいたほうがいいのかと思えます。

○近藤会長 17ページの表のところは地域に必要な公園機能と書いてありますが、「札幌市が求める」と書くということですね。

○上田委員 あらゆる公園の定義というか、説明についても、札幌市ではということが今のままだと伝わりづらいのです。国全体の流れではなく、札幌市で定めたということがわかるようにするという事です。

○近藤会長 第3章の公園の将来像のあたりに書いてもらいましょうか。ただ、17ページについては、細かく見れば、本方針におけると書いてあるからまあいいかなという感じもします。

3ページのものは国土交通省の言う全般的なものだけれども、17ページのものは札幌市ではこう考えているという言葉を入れたらどうかということでした。

○事務局（西川みどりの推進課長） 将来像のところ載せるか、目的のところ載せるかはさておき、札幌市が考えているということに記載したいと思えます。

○近藤会長 街区公園については、時間をとり、何回かやりましたので、特に見てほしいと思えます。

細かいことですが、19ページについてです。

新海委員が言われたことで、1,000平方メートルときちんと決めるとちょっと難しいのではないかということがありましたので、およそとってはどうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 「概ね」とされておりましたので、そのようにさせていただきます。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○小篠委員 第4章以下を見ないとわかりませんが、街区公園で機能分担云々という話が後で出てくるかと思えます。18ページの街区公園の目標とする将来像というところで、①として、地域に必要な公園機能が全て備わっていると言ってしまうと、一つ一つの街区公園が17ページの表の項目を満たすように読み取れるのですが、そう言っているのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 1,000平方メートル以上の街区公園だからです。

○小篠委員 17ページでは、配置から見るということを言っているのだから、公園一つ一つを言っているのではなく、そのエリアを見たときに、地域に必要な公園機能が確保されているという違う言い方をされていて、確保と全て備わっているというふうに使っているのは微妙だなと思いつつ読んでいました。

何を言いたいかというと、全て備わっているというのはすごく強い言葉だということです。一方、17ページのように、そういうことができないところではある程度の確保がされているというニュアンスにして、違いをつけている意図が難しいと思うということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 1,000平方メートル以上の街区公園では地域に必要な機能が全て備わっているとしたいのです。

配置のほうには、既成市街地等においてもということで、1,000平方メートル以上の公園が必ずしもないところがあるものですから、全て備わっているとは言い切れず、そうした使い分けをしております。ただ、これは目標ですので、確保されるように努めると言うことはできるのかなと思えます。

○近藤会長 全てと書くとなかなかきつくて、自分を苦しめることになるのだけれども、そこまで頑張りたいという気持ちだということですね。ただ、既成市街地では1,000平方メートルをとれないところもあるので、弱目に書いておこうということなのかと思えます。

○新海委員 全体を通してですが、多分、公園の話なので、全てを緑色で整えているのだと思うのですね。ただ、例えば、章や項目など、色分けをしてもいいのではないかという気がします。ぱっと見た印象として、どこからどこまでが項目に対応しているのかが入ってきづらいのです。

第3章に入ると、どこまでがどうなのかが非常にわかりづらいと思えます。

○事務局（西川みどりの推進課長） 色分けがいいのか、脚注あるいは章立てとするのか、いろいろな方法がありますが、検討させてください。

○森本委員 ずっと気になっていたのは、第3章に入ってから、「地域に必要な」という

単語が繰り返し出てくることですが、地域とはどのぐらいの広さを言うのかがはっきりイメージできないままでした。

街区公園、近隣公園、地区公園までは、地域に必要な公園機能が全て備わっていることを目標とされ、将来像にもされていますが、総合公園や運動公園からは出てこないのです、そう考えると、歩いていける範囲のことを地域と呼んでいるのかと想像します。ただ、一番初めでもいいので、ここで言う地域とはどのぐらいの範囲を指すのかが補注にでもあったほうがイメージしやすいのではないかと感じます。

○事務局（西川みどりの推進課長） 脚注などで説明を入れたいと思います。

○久保田委員 関連して申し上げます。

見せ方の問題かと思いますが、たしか、前回か前々回で、街区公園や近隣公園の広さや誘致圏が一目でわかるよう、図で説明されていたものがあつたと思うのですが、それを第3章の一番初めか、場合によっては6ページなど、スケールや特徴が一目でわかるものがあるとイメージしやすいのではないかと感じます。

○事務局（西川みどりの推進課長） 検討いたします。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○上田委員 すごく細かい話ですが、26ページの将来像①です。

「公園の種類や規模、周辺の状況や利用量等から見て適切な施設の量となっている」とありますが、量がいいのかどうかです。基本的な考え方でも量から質へと言っていますし、後半でも、機能特化や施設更新の話が出てくるのです。これだと既存の施設の量の調整というような印象を与えかねないので、量という表現ではないほうがいいように思います。

○近藤会長 上田委員、何かいい言葉はありますか。

確かに、量という言葉はひっかかりますが、ほかに何かあるでしょうか。

「適切に施設が整備されている」がいいでしょうか。その辺は考えてもらいましょう。量という言葉はひっかかるということでしたが、私もそうかなと思いますので、利用量等から見て適切な施設整備となっているというふうな感じですね。

○森本委員 選択と集中ということで、実際に減らすという意味も含まれているわけですので、表現としてはこれで正しいのではないかと私は思います。

○近藤会長 減らすという気持ちが入っているわけですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 実際に、機能特化、あるいは、トイレ、テニスコートの話もありますので、そういう意味では、減らすという意味が入っているのですが、量という言葉からそういうことが想像され、芳しくないということであれば、適切な施設配置など、言葉を置きかえたいと思います。

○三上委員 それに対応する第4章の記述を見たら、費用対効果に見合うという修飾語がついていますが、単純に「施設」となっていますので、「施設」だけでいいのかなと思います。

○近藤会長 幾つか案が出ましたが、どれもそうかなと思えます。札幌市で文言変更をお

願いいたします。

ほかにございませんか。

○小篠委員 25ページの公園種類間の関係についてです。

目標、将来像を見せ、それぞれ役割分担したり、柔軟な活用をしたりしていきたいということが書いてあるのですが、これだけだったら何もわからないのです。

説明の際にはパワーポイントで図があったと思うのです。ああいうものが入っていないと、これだけではだめな気がします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 施策で補完の図面が出てきますが、これだけだとわかりづらいと思います。これは、あくまで将来像ですので、施策のほうで補完の図を表したいと思います。

○小篠委員 そうであれば、そちらを参照くださいなど、そういう説明書きを入れないとまずいかと思います。

○近藤会長 そうですね。柔軟な活用と言われてもよくわからないので、もう少し具体的に説明するか、小篠委員が言われたように、何ページの図を参照と入れていただければ読む人にはわかりやすいかと思いますので、願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ご意見をいただき、ありがとうございます。

それでは、まとめたいと思います。

久保田委員からは、機能と効果のところでは何でこういうふうになったかの説明をするというご意見がありました。それに関連して、上田委員からは、初めに札幌市ではこういうふうを考えているのだということを言ってもいいのではないかというご意見がありました。

次に、1,000平方メートルときちんと書いているのですが、今までの議論では、おおむねなど、言葉を緩くしたほうが動きやすいのではないかというご意見がありました。

次に、新海委員からは、タイトルの色使いが悪いということを書いていかと思いますので、もうちょっと考えてみてはどうかということでした。確かに、混乱しやすいと言われればそうかもしれません。

次に、森本委員からは、地域と言われているけれども、みんながどの範囲をイメージするかが具体的ではないので、補足したほうがいいというご意見がありました。

次に、久保田委員からは、近隣公園や地区公園と出てきますが、一般の人にはなかなかわかりにくいので、初めに、都市公園の面積や誘致圏などの一覧表があれば助かるとのご意見がありました。

次に、先ほど言いました柔軟な活用についてですが、この言葉でははっきりわかりにくいので、もう少し具体的に補足してはどうかということです。

次に、26ページの適切な施設の量についてですが、適切な施設配置、あるいは、第4章と対応させて適切な施設にしてはどうかという意見がありました。

ただ、いずれも修正できる範囲だと思います。これらを修正していただき、皆さんにフィードバックしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで休憩を挟みたいと思います。

15時から再開いたします。

[休 憩]

[久保田委員退室]

○近藤会長 それでは、再開いたします。

久保田委員が途中退席されました。

それでは、次の議題に入ります。

第4章の将来像についてです。

第3章ではこういうふうにしたらいというものでしたが、第4章ではその将来像に向けた具体的な施策についてです。また、第5章ではその施策を運営するにあたってというものもありますので、それらの説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、ここから、第4章と第5章をご説明いたします。

27ページの4-1の「公園の配置に関する施策」です。

まずは、公園の配置に関する用語を一覧にいたしました。このうち、公園の廃止につきましては、都市公園法の規定を斟酌し、本方針では検討しないことを記載しております。

続きまして、28ページをご覧ください。

初めに、第4章以降の記載について、1点ご説明いたします。

このページのように、特に中心となる内容につきましては緑色の枠の中に記載し、細かな内容や補足説明をその下に補注として記載しております。どちらも、この方針として必要な記述であることには変わりありませんが、趣旨を把握しやすくするため、このような形にしております。

それでは、内容につきまして、順次ご説明いたします。

まず、(1)の新規整備です。

大きな内容でございますが、①では、街区公園以外の公園は基本的に新規整備を行わないこと、②では、街区公園の新規整備は、人口動態やまちづくりに関する方針、公園の整備状況などから、必要性の高い地域に限って実施することを記載しております。

この記載については、審議の際とは少し表現を変えておりますが、趣旨は全く変わりません。

また、③では、新規整備をする際の面積について記載しております。

下に補注がたくさんありますが、これまでにご審議いただいた内容でございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

昨年度にご審議いただきました身近な公園の新規整備方針の図を掲載しております。資料にも詳細を添付いたします。

続きまして、30ページの（２）の拡張です。

新規整備に準ずるため、記載は少な目ですが、北24条第1公園の写真は、この拡張の考えと合致する事例として掲載しております。

続きまして、31ページの（３）の統合です。

統合の検討は、効果が見込める場合に限定する点を記載しております。

続きまして、32ページの4-2の「公園の種類に関する施策」です。

初めに、（１）の街区公園です。

①では、1,000平方メートル以上の公園は「地域に必要な公園機能」を満たしていること、②では、「地域の核となる公園」と「機能特化公園」を選ぶということを記載しております。この内容につきましては、次のページで詳しく説明いたします。

③では、「狭小の公園しかない地域では、近接する複数の公園で機能を分担し合うことで「地域の核となる公園」に相当する機能を維持する」というものです。狭小の公園一つでは「地域に必要な公園機能」を十分に確保することができませんので、複数の公園で対応するものです。

補注のところには、例として、一方の公園は遊具に特化し、もう一方の公園は広場と休憩施設に特化することを挙げております。

この狭小公園同士で機能を分担し合うことについては、前回の審議でも審議中に少し触れましたが、2年前の機能分担を議論した際にご審議いただきました内容です。

④では、その他の街区公園は現状の機能を維持することを挙げました。

続きまして、33ページから35ページまでは、「地域の核となる公園」と「機能特化公園」について詳しく説明しております。

33ページの上半分は、この二つの位置付けについての説明でございまして、事前送付した資料とは少し表現を変えておりますが、趣旨は変わっておりません。

続きまして、下半分の「地域の核となる公園」の説明では、①として、地域利用の中心となる公園であること、②として、「地域に必要な公園機能」を一通り揃える中でも、子どもの重要な遊び場として、遊具などのレクリエーションの機能を重要視した整備を行うと記載しました。

この②につきましては、ご審議いただいたときと表現を変えております。以前は、「複合遊具やシェルターなど、一定程度の費用を要する施設を設置可能とする」という表現でした。整備内容は同様になると考えておりますが、シェルターなどの具体的な施設名の記載や、「一定程度」という不明確な表現など、方針の記述としては適切ではないと判断いたしまして、表現を変えております。

この変更後の表現は、2年前の機能分担についての答申において、「核となる公園は、遊具などのレクリエーション機能主体とする」こと、そして、「機能分担の中でも、公園

が子どもの遊び場として今後も重要な役割を担うことに留意する」ことの二つの記載を引用したものでございます。

続きまして、34ページの「機能特化公園」については、①として、機能を絞る整備とすること、②として、遊具などに頼らない整備とすることを説明しております。

続きまして、35ページですが、ここでは、「地域の核となる公園」と「機能特化公園」を選択するために用いる主な二つの指標である面積と周辺の公園の少なさ等について説明しております。

続きまして、36ページですが、「整備手法」と書かれた枠内です。

①として、施設の老朽化状況や地域ニーズの変化などを総合的に勘案して、機能再編が必要と判断される場合は一体となって全面再整備を中心に行うこと、②として、老朽化した施設がある場合は今後の再整備の見通しを考慮した上で個別の施設更新等を実施すること、③として、その他の街区公園は施設更新を実施することを記載いたしました。

続きまして、37ページの（２）の近隣公園です。

整備内容といたしまして、①として、「地域に必要な公園機能」を一通り揃えること、②として、重視する施設を記載しております。そして、整備手法としては、先ほどの地域の核となる公園とほぼ同じ内容が記載されております。

続きまして、38ページの（３）の地区公園です。

整備内容といたしまして、①として、「地域に必要な公園機能」を一通り揃えること、②として、重視する施設を、③として、特徴や個性を踏まえることを挙げています。

続きまして、39ページですが、ここでは、地区公園の整備手法を記載しております。近隣公園に似た内容ですが、全面再整備は行わないことが大きな違いです。

下の段からは、（４）の総合公園・運動公園です。

ここからは、整備の内容と、整備の手法が密接であるため、同じ緑の枠の中に記載しております。

総合公園、運動公園は、コンセプトなどに基づき、魅力を維持・向上できるような整備とし、根本的な見直しは行わないことを挙げております。

続きまして、40ページの（５）の都市緑地です。

緑の保全のため、施設更新が基本ですが、ほかの公園の種類に近い場合は、その種類の整備内容や手法を適用することを記載しております。

下の段の（６）の特殊公園、緩衝緑地、緑道につきましては、個別の公園での検討となることを記載しております。

続きまして、41ページですが、上半分につきましては、先ほど振り返りのところで詳しくご説明いたしました整備手法のまとめです。また、下半分の（７）公園の種類間の運用ですが、地域に街区公園や近隣公園の機能が不足する場合は、ほかの種類公園で補完することを進めるという内容です。

この表現について、審議の際には、「規模の大きな公園は小さな公園を補完できる」と

しておりましたが、例えば1,000平方メートルの都市緑地が街区公園を補完する場合もあり、規模の大小は絶対ではないことから、単純に「他の公園種類による補完」といたしました。

続きまして、42ページですが、こちらはその補完を示したイメージ図です。この図の右側の四角は都市緑地だけの記載でしたが、特殊公園、緩衝緑地、緑道も補完できますので、加えて記載しております。

続きまして、43ページの4-3の「公園の施設に関する施策」です。

まず、順番ですが、(1)の公園施設の見直しと次のページの(2)の札幌市公園施設長寿命化計画の活用を審議いただいたときから入れ換えております。これは、先に「施設の見直し」があり、「その内容を長寿命化計画に盛り込む」ほうが流れとして理解しやすいと考えたためです。

(1)の公園施設の見直しには、①として、低コストなもの、長持ちするものの採用を優先すること、②として、施設総量のコントロールや公園の規模などに応じた施設配置の見直しを進めることを記載しております。

また、当初の事務局案では、ここに、「狭小公園で特に利用の少ない公園における施設の積極的な撤去」について記載しておりましたが、審議でのご意見を踏まえ、今後の検討とすることといたしましたので、削除しております。

なお、この内容の具体例といたしまして、平成26年度にご審議をいただきました「有料運動施設のあり方」と「公園トイレのあり方」がございますが、こちらにつきましては資料にも添付いたします。

続きまして、44ページの(2)の「札幌市公園施設長寿命化計画の活用」です。

ここでは、施設の見直しなどを計画に盛り込んで効果的に進めることについて、また、(3)の「樹木について」では、引き続き樹木を適切に確保することを記載しております。

いずれもご審議いただいたときと表現が少し変わっておりますが、内容には変わりありません。

続きまして、45ページの(4)の「バリアフリー化」です。

①として、園路や駐車場、トイレなどの特定公園施設の更新に当たっては、条例に基づきバリアフリー化を図ることを記載しております。また、②として、バリアフリー化を図るタイミングとして、老朽化の更新と再整備の機会を挙げております。

このページでは、バリアフリーに関する用語が多く出てきております。審議の際には用いませんでしたが、方針としては明確な単語を用い、用語説明で解説をする形で記載しております。なお、内容は変わっておりません。

続きまして、46ページの4-4の「公園機能のさらなる充実へ」です。

(1)の「防災」では、①として、全市的な計画に沿うこと、②として、面積の大きい公園などでは老朽施設の更新や広場の確保を重点的に進めることを記載しております。

続きまして、47ページの(2)の「景観」では、①として、公園の種類や地域特性を踏まえた景観づくり、②として、公園からの眺望について記載しております。審議いただい

た際に「景色」という表現を使っていた部分を「景観」に統一したほか、表現を変えておりますが、内容は変わりありません。

(3)の「冬季間の利用」では、①として、冬季の公園利用は屋外が基本であること、②として、整備では、そり遊び等に配慮することを記載しております。

ここまでが第4章です。

引き続き、第5章の「運用にあたって」をご説明いたします。

48ページの5-1の「地域ニーズ」です。

ここは、審議いただいたときには「市民ニーズ」と表現しておりましたが、個別の再整備などにおいて地域ニーズを把握することが内容の中心であることから、タイトルを「地域ニーズ」といたしました。また、地域ニーズを捉える際のヒントとなるよう、手法を事例として挙げました。

最後に、49ページの5-2の「公園の管理、運営」です。

今回の方針は、あくまでも整備に特化した方針でございますが、審議の中でもたくさんのご意見をいただきましたとおり、公園の新しい使い方や民活、プレーパークなど、運用面で大切なことはたくさんございます。唯一、長寿命化計画においては点検などの維持管理と整備を結びつけておりますが、その他につきましてはこれからの検討課題でございます。

今後、管理、運営に関する方針を検討する際には、本方針との連携を図るとともに、必要に応じて本方針の見直しも行うことといたします。

1点だけ補足いたします。

事前送付のときには、公園に特化したPFIであるP-（パーク）PFIの記載をしておりましたが、P-PFIは来年度から運用するものでしたので、現時点では、通常のPFIといたします。

また、5-3の「方針の効果検証」です。

ここでは、本方針の効果を検証するため、一つ目として、アクションプランなどの中期実施計画などによって整備事業の進捗状況を把握すること、二つ目として、市民アンケートなどから、機能分担等、さまざまな整備によって魅力が向上しているかどうかを把握いたします。その上で見直しにつなげていくという考えです。

以上、第4章と第5章についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、今までのところに対し、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

○新海委員 41ページの既存の公園の整備（まとめ）という表についてですが、この場所だと(6)に入ってしまうような気がするのです。

先ほど前章のところでも久保田委員がおっしゃっていたと思うのですが、32ページの種類に関する施策の最初に入れて、こういうものがこれから来るというようなガイドになるよ

うに使ってもいいのではないかと思いました。

○事務局（西川みどりの推進課長） ご指摘のとおり、（６）のように見える恐れがありますので、記載場所、あるいは、ここを（７）にするなど、記載方法を検討させていただきます。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○今井委員 32ページの（１）の④についてです。

その他の街区公園がとありますが、その他の街区公園を指す内容が明らかではないと思います。恐らく、1,000平方メートル未満の公園という意味なのかと思ったのですが、①から③まで公園の話をしているので、別の表現のほうがいいのかもしいないかと思いました。

○事務局（西川みどりの推進課長） ここで言っているその他の街区公園というのは、地域の核となる公園と機能特化公園以外です。

○今井委員 それでは、読み間違えてしまいました。

○事務局（西川みどりの推進課長） わかりにくかったと思いますので、書き方を検討させていただきます。

○今井委員 もう１点は、それぞれの公園についての整備手法が記載されておりますね。例えば、37ページや39ページですが、近隣公園や地区公園について、老朽化した施設については個別の施設更新等を実施しますと書いてあるのです。しかし、街区公園についてはそうしたことが書かれていないのです。こちらについてもできるということであったと思いますし、書いていないとやらないように見えてしまいますので、書いてあったほうがいいと思います。

ただ、41ページの公園の整備のまとめという表の場所を変えるというお話があったかと思えます。これが前にあればわかりやすくなりますので、それでもいいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 37ページの近隣公園、39ページの地区公園におきましては、老朽化した施設については今後の再整備の見通しを考慮した上で個別の施設更新等を実施いたしますとあり、これが街区公園には見当たらないとのことでしたが、先ほど申し上げましたとおり、街区公園については、地域の核となる公園と機能特化公園、その他の街区公園の三つに分けております。地域の核となる公園と機能特化公園については、36ページの②において、老朽化した施設は今後の再整備の見通しを考慮した上で個別の施設更新等を実施いたしますとあり、近隣公園や地区公園の記載と同じです。

また、地域の核となる公園、機能特化公園以外のその他の街区公園につきましては、③において、機能再編は行わず、老朽化に伴う施設更新等を実施いたしますとあります。

ですから、街区公園につきましても老朽化したものは個別の施設更新等を実施しますという説明がありますが、場合分けをしているため、読みにくかったのかと思います。

○近藤会長 前の会議での説明の際、機能特化公園と地域の核となる公園とその他の公園について、三つに分けた表がありませんでしたか。あれを見るとすごくわかりやすいと思います。

多分、機能特化公園、地域の核となる公園、その他の街区公園がわからないということだと思います。

○今井委員 三つに分かれていることが正しく認識できず、ちゃんと読めなかったのも、もし可能であればわかりやすく書いていただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） ここは大事なところですので、表や図をつけるなり、わかりやすく表現したいと思います。

パワーポイントでご説明いたします。

○近藤会長 基本指標までであるといいですね。これをうまく使えばいいのかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 地域の核となる公園、機能特化公園、その他の街区公園について、想定箇所数なども入っておりますので、説明の前にこの表を入れるなりすればわかりやすいかと思いますので、考えたいと思います。

○三上委員 今のところについて、些末な話ですが、公園の種類というのは、街区公園や近隣公園などを指しているのですか。機能特化公園は種類ではないのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 街区公園を場合分けしているだけです。

○三上委員 もしそうだとすると、第4章は第3章と対応し、何々に関する施策となっていて、すごく読みやすいのですが、ここで話していることは種類に関する施策ではなく、種類ごとの施策なのかと思うのです。

最後のほうで、代替や補完ということについて話しているのは種類に関する施策と言ってもいいのかもしれませんが、種類をいじるという話ではなく、種類ごとの施策なのです。ですから、余り美しくないかもしれませんが、公園の種類ごとの施策、公園の種類ごとの整備などと書いていただいたほうが伝わりやすいかと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 検討させてください。

○近藤会長 確かに、「関する」より「ごとに」のほうが正しいかなという感じがします。

例えば、18ページに3-2で公園の種類から見る将来像とありますが、「公園の種類から見る」のではなく、「公園の種類ごとの」として、対応させればいいのかと思います。

32ページの「関する」を「ごとに」にしてはどうかということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 例えば、18ページは「公園の種類から見る将来像」ですが、本文は公園の種類ごとに将来像を設定しますとなっておりますので、言葉の使い分けを見て、内容と合致するよう、検討いたします。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○森本委員 47ページに冬季間の利用の説明がありますね。

読んで意味がわからなかったのは、①の冬季の公園利用は屋外を基本としますという部分で、かなり長い間考えて、シェルターなどを造らないという意味なのかと解釈したのですが、それでいいのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 屋内施設は造りませんという意味です。

○森本委員 これは、札幌市民から屋内施設を造ってくれというリクエストが強く、それ

はできませんという意味で書いているのですか。何のことを指しているのかがわかりませんでした。

普通、公園は外にあるものですよ。

○事務局（西川みどりの推進課長） 中には屋内施設があるところもあるのですが、それは例外的なつくりであることを改めて記載しているものです。

○近藤会長 冬季以外は屋内もあるのかとなってしまいますね。冬季以外も屋外ですよ。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今お話があったとおりですので、表現については検討いたします。

○森本委員 特に書かなくてもいいような気がするのです。

○近藤会長 僕もひっかかったところで、何でもこういうふうに限定されているのでしょうか。森本委員が言われたように、屋内施設を造れという要望があるのだけれども、実際には、予算も管理も大変なので、造れないということを言いたいのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 先日もそのような要望がございましたが、維持管理等を考えるとなかなか難しいです。一方でそういう施設がほかにもあるので、このように書いてしまったのですけれども、先ほどのように裏から読まれる恐れもありますので、記載の有無について検討します。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○下村委員 街区公園について、全面再整備、部分再整備とありますが、整備の優先順位はどのようにして決められるのでしょうか。古い順なのか、公園の利用者数が多い順なのか、ご説明をいただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 当然、年数はありますが、公園ごとに老朽化の状況や施設の傷み具合が違いますので、それらを総合的に見ながら順位を決めていきます。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○上田委員 きちんと整理できていないのですけれども、気になっている点は拡張や統合という4-1と4-2の関係性についてです。

拡張や統合が前に来ているので、狭小公園を拡張したり統合したりしたほうがよっぽどいい解決策に見えてしまうのです。しかし、4-2の公園ごとの話になってきても、そうしたことが出てこないのです。ですから、その関係性がどうしても気になるのです。このままだと拡張や統合のほうがよさそうな気がしてしまうということです。

二つ目は、31ページの統合の一番下のところで、機能分担に関する説明は後述とあり、その一つ上も、当面は統合よりも機能分担を中心に実施しますと書いてあるのです。そこで、後述されている機能分担はどこにあるかと思って探すと、32ページの整備内容の②に機能分担を行うことでメリハリをつけながらとあるだけなのです。

これが統合に対応する機能分担という関係を読めるかどうかは難しいのです。機能分担という項目がきちんとないと、どこに後述されているのかがわからないと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） まず、拡張についてです。

こちらは、昨年度の身近な公園の整備方針の審議の中で、公園が足りない地域について、狭小公園があった場合に拡張していきましょうという整理がされております。このほか、補注にありますけれども、消防が持っている防火水槽が公園の横についており、それを公園と一体化する事業、あるいは、その他特別な事情がある場合は別途検討しますが、新規整備の考え方に準じるので、街区公園以外ではしません。

次に、統合についてです。

小さい公園を統合するほうがいいのですけれども、例えば、A公園とB公園を統合しようとする、その横に拡張する土地が必要となります。そのため、その土地を取得することとB公園を廃止して処分する必要があります。このことから、統合につきましては、地域の再開発等がなければ実際には難しいのではないかと、1回目の審議会の際にご説明したかと思えます。

○上田委員 そのようなことが31ページに書いてありますよね。ただ、現実的には難しいと思うのですけれども、費用対効果が見込める場合は積極的に取り入れていいはずなのではないかと思うのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 費用対効果が見込め、再開発等で統合ができる場合はやっていきたいということです。ただ、事例はそんなになんか考えております。

今、1回目の審議会の資料をパワーポイントで出しましたけれども、小さな公園が密集している中、統合すれば、その密集状態は解消しますけれども、大きな事業となりまして、再開発等がないと、先ほど言いましたように、隣接地の取得や廃止する公園の処分がありますので、費用対効果が望めないのではないかと考えております。

また、先ほども、言っていますとおり、統合して大きな公園を造れば、地域に必要な公園機能が備わる場合もあり得ますけれども、狭小公園で一つの機能が満たされる場合であっても、機能分担により満足させたり、広場や休息場所として機能を満たしたりすることにより統合にかかわる効果が出せるのではないかという説明をしているところです。

○上田委員 もちろん、そうしたことはわかりますし、実際の状況はわかるのですけれども、統合のほうがいい場合は積極的に選んだほうがいいわけですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 実際にできれば、そのほうがいいかと思えます。

○上田委員 それを後ろに書く必要はないのかもしれませんが、施策のところになくていいのかということが気になりました。

もう一つは、統合と並ぶ機能分担の関係性がわかりづらいということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 機能分担との関係性がわかるような記述を検討いたします。

○近藤会長 27ページの公園の配置に関する施策では、新規整備と拡張と統合と廃止があるのですが、機能分担という言葉は出てこないのです。31ページの統合の中に出てくるだけで、わかりにくいのです。機能分担が何で統合の中に出てくるのかということですね。

31ページの四つ目の丸には、公園密集地域では、当面、統合よりも機能分担を中心に実

施するとありますが、なぜなのかという理由を書いておいたらいいかと思うのです。上のような理由から、統合よりも機能分担のほうが簡単だということだと思うのです。

この方針の中で機能分担という言葉はこれまでも出てきていたのでしょうか。審議会の中では何回も出てきているのですが、このあたりは前後の文章を再チェックし、整理し直してみましよう。

ほかにございませんか。

○新海委員 47ページの冬季間の利用についてです。

34ページの機能特化公園の地域のニーズに合った、特化した機能の中の例として、冬季の雪置き場の範囲拡大にもつながるとあり、下に冬季の雪置き（記載予定）とありますよね。

公園の機能として、冬季の雪置きを入れてしまっているものなののでしょうか。入れてもいいのだったら、こちらの冬季間の利用のところにに入れてもいいのだと思うのですが、入れないほうがいいのであれば、あえて出さないほうがいいのではないかと思います。

○近藤会長 これは、誰かから雪置き場に使えないかという意見があり、それに配慮して書き込んだものですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 冬季の雪置きの脚注はまだ記載しておりませんが、10年以上前は公園への冬季の雪置きは一切認めておりませんでした。それは、遊具の上に雪を置き、遊具が傷んでしまったり、春先の雪解けが遅くなり、利用が遅くなってしまったりするため、雪置きを認めておりませんでした。しかし、最近は、空き地が減ってきており、雪置き場が少ないという事実がございます。

そこで、今は、土木センターと町内会が覚書を交わした場合は雪置きを認めております。しかし、あくまでも指定された場所となっております。ただ、その説明が脚注に記載されていないもので、わかりにくいかと思います。

ただ、公園行政サイドから雪置きを積極的に推進したいかということ、冬の除雪の一つのプランとして提供はしますけれども、それによって公園が使いなくなりますので、子どもに遊ぶことに使ってほしい立場としては、冬季間の利用の中に積極的に書けないという事情がございます。

○近藤会長 それでは、34ページの雪置きは削ってはどうですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 機能分担により遊具を撤去したりするわけですが、それは雪置きをしやすいようにということもあるのです。ですから、機能分担の中で冬季の雪置きが活用方策として出てきてしまうので、ここに出さざるを得ません。

○新海委員 でも、疑問は出てしまうような気がします。ですから、雪置きについては34ページを参照くださいとしてはいかがでしょうか。

今おっしゃられたように、遊具が歪んでいるものを見かけるので、よくないとは思いますが。でも、雪を置いているのはどうなのという話になって、ここには遊具が要らないから広場だけを頂戴となったりもすると思うのです。ですから、いい悪いではなく、その都度、

地域で考えてやっているのですということを入れるといいのかなと思います。

○近藤会長 34ページは冬季の雪置きの拡大にもつながるということですから、課長が言われたように、やってほしいということであればやるけれども、積極的に書きたくはないという気持ちもよくわかるので、47ページでは黙っておこうということなのです。

ただ、34ページの冬季の雪置き（記載予定）というのはどういう意味ですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） これから中身を記載したいという意味です。

○近藤会長 冬季の雪置き場の範囲拡大にもつながるということを書くかどうかがわからないということですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 脚注の説明文が今日間に合わなかったのです。申し訳ございません。

○近藤会長 ほかにございませんか。

○小篠委員 第4章の構成は難しいなと思って見ていました。

配置の話が最初にあり、次に種類別の話になるのです。そして、その中でもどういう整備の方法があるかということで、方法の項目が出てくるのです。

配置では、新規整備、拡張、統合、廃止という四つがあって、そして、種類では、機能分担、全面再整備、部分再整備とありますが、それを第3章みたく出しておき、それで配置に関してはこういう考え方があります、各公園についてはキャプションで何々整備という方法があるとしたほうがわかりやすいのかなと思います。

これでは、各公園の整備方法が各論になるので、一つ一つを讀んでいかなければなりませんし、全体としてどういう方針でやっていくかという見取り図が最初がないので、一つ一つを讀まないとうからないのです。ですから、議論が各論になってしまうと思うのです。

ですから、将来に向けて公園をどういうふうに整備していくかという見取り図が第4章の冒頭に欲しいのです。

○上田委員 実は同じことを考えていて、46ページの4-4の場所が気持ち悪かったです。ただ、今の小篠委員の話からすると、第4章の初めに整備方針の全体像が入ってくれば、4-4は前に移したほうがいいのかと思いました。

防災や景観について出てくるのですが、この内容は、17ページに示されているような地域に必要な公園機能の基本的機能なので、さらなる充実というよりも、そもそも満たさなければいけないものだと思うのです。ですから、各論の後につけ加えるように出すのではなく、第4章の冒頭に入れてもいいようなものだと思います。

○近藤会長 ここまで来て構成をいじるのは大変ですね。

17ページに本方針における地域に必要な公園機能があり、これを満たすため、種類ごとの公園について方針を立てているのに、何でここに防災や景観について出てくるのだということですね。

○小篠委員 関連して申し上げます。

やっぱり気になるのは、一つ一つの種類別の公園についてこうすればいいのではないか

を書くのだったらそれだけでいいのに、全体を書くような取りまとめ方になっていることです。それであれば、全体としてはどうやって持っていくながら一つ一つはどうなっているのかを書かないといけないと思うのです。

これが運用されるようになってからもここにいる人がずっとやればいいのですけれども、そうではなくなったときに、これだけが残るわけです。そして、街区公園はどうやって整備しましょうかとなったとき、このように書いてあるから、こうすればいいのだというだけで整備が行われていくことでは足りないわけです。本来はこういうふうには持っていかなければならないという大前提みたいなものを実務担当の方や計画づくりをする方にわかっていただき、だからこうしましょうというふうに理解されることが必要だと思うのです。計画書のつくり方はそうすべきだと思っているのです。

そういう意味では、章の頭のところにどういう方向なのかがあることが非常に大事だと思うのです。今の第4章のつくりだと、個々のものに目が行ってしまい、それを読まないとかわからないつくりになっているのです。別に、街区公園だけを整備するのではなく、公園の種類はさまざまあるので、それをどうしていくのかという俯瞰した見方にしないとみどりの基本計画の実現はなかなか難しいだろうとも思えますので、そうした書き方は大事だと思います。

○近藤会長 そうしますと、将来像についても施策についても、初めに全体的な方針を書くことになるのでしょうか。

○小篠委員 第2章や第3章ということですか。

○近藤会長 17ページの3-1、27ページの4-1は、いきなり種類に入りますが、ここで全体的な方向性や方針を入れるということですか。

○小篠委員 17ページについて、地域に必要な公園機能がぽこっと出てきていますが、これがなぜ急に出てきているのかをもう少し書いたほうがいいのではないかというご意見があり、それは国土交通省が言っている前段の公園の効果から、札幌市ではこういうふうに公園のありようを抽出しましたという前置きがあればいいという議論があったと思うのです。それが書かれれば、これが札幌市における地域に必要な公園機能だねとなっていく、それが全体的に満たされていることが必要だということが大きな将来像につながっていくと思いますので、そういうことがメッセージとして書かれればいいと思います。

ですから、先ほどの議論でそうしたことが第3章でもされるものと理解したので、第4章でもそういうふうにしたほうがいいのではないかということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 骨組みになるところなので、今すぐどうするということは申し上げられませんが、考えてみたいと思います。

○近藤会長 これをがらっと変えるのは大変なので、つけ足しをしてなんとかなればいいのですが。

小篠委員、第3章と第4章の初めにどんなことを書けばよろしいでしょうか。

○小篠委員 第3章で公園の将来像をうたうならば、その将来像はどういう考え方で作ら

れているのかが書かれるといいということだったと思いますので、繰り返しになりますけれども、公園の目標や効果はいろいろとあるけれども、札幌市としてはその中からこういったものを抽出しましたということで、17ページにある表が出てくるという整理の仕方で3-1の前に加えればいいのかと思います。

○近藤会長 あるいは、3-1をもう少し大きくするのもいいですか。

○小篠委員 それでも結構ですね。

○近藤会長 それでは、第4章はどうしますか。

○小篠委員 第4章は、配置の考え方に4種類あること、整備の考え方は、細かに埋め込まれてしまった話ですが、各公園でどういう整備をするかという方法がありますね。例えば、機能分担をして整備する、全面再整備、部分再整備、施設更新がありますが、それを前に出して、こういう整備の考え方を具体的にっていきますということを提示した上でそれぞれについて解説していくやり方がいいのではないかと思います。

その中で上田委員がおっしゃったのは、防災、景観、冬季間の利用もそこに入ってくるのではないかということだと思うのです。

章と節と項をつくと整理できるのですが、それをすると構造的に複雑になり過ぎるので、括弧括りで言っているキーワードを前に出してしまったほうがわかりやすいのではないかというご提案です。

○近藤会長 施策の内容を初めに出しておいて、それから細かな話にしていってはどうかということですね。簡単ではないのですけれども、やらないといけませんね。ただ、これはちょっと難しいですね。

○新海委員 防災に関しては、札幌市避難場所基本計画においてという言い方をしており、13ページの方針の位置づけの中にそれがあつたのです。ここに防災を出して、あえて言いたいのか、それとも、関連としてきちんと出しておきたいということなのか、そうであれば、下の項目に資料として防災の位置づけはこうなつていふとする流れにすればまとまるのではないかと思つたのです。

○事務局（西川みどりの推進課長） 13ページの脚注に避難場所基本計画については何ページ参照です、バリアフリーは何ページ参照ですとしたほうがわかりやすいというご指摘ですか。

○新海委員 前提として、それらは公園の中に包括されているので、後ろの第4章にかかってくるということではないのかと思うのです。

○近藤会長 第4章-4をなくしましょうか。これがあるとひっかかるし、書かなければならないものなのでしょう。

○上田委員 今のご指摘は確かにごもっともだと納得したのですがけれども、他の分野別計画との連携の仕方という項目にすると最後につけ加えてもそんなに違和感がないかなと思います。

13ページにある他の分野別計画との関連でこういうこともするという項目にすると、4

－ 4 でもいいのかなという気がしました。

○近藤会長 でも、ほかの計画だけではなく、景観も冬季間の利用もありますからね。

防災だけならほかの計画の関連性になるのですけれども、景観や冬期間の利用も入っているから難しいのです。

景観なんて当然だろうと思うのです。冬季間の利用も当然といえば当然ですよ。書かなくても考えるものですよ。書いておいてもいいけれども、何で書いているのだということになると思うのです。

とりあえず、4－4はつながりがわかりにくいというご意見をいただきましたので、かなり書き換えなければだめですね。

○新海委員 よろしいですか。

11ページの札幌市みどりの基本計画の本指針が対象とする推進プログラムの中に防災や冬季間における利用などがあるから項目として出さなければいけないのでしょうか。これを示さないといけないのだとすると、先ほど上田委員がおっしゃったように、タイトルを変えて、別立てで考えていることを示すほうがいいのかと思います。

○近藤会長 防災や景観や冬季間の利用をわざわざ出さなければならない理由は何ですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 基本計画に入っていますし、公園の機能としてありますので、出さなければいけないと考えております。

ただ、4－4の扱いも含め、骨組みについては改めて考えたいと思います。

○近藤会長 新海委員が言われたように、防災、景観、冬季間の利用についてはみどりの基本計画に載っているから触れておかなければならないということなのですね。それでは、それを頭を書いて、みどりの基本計画でこういうふうになっているから考えましたとすればいいのかなと思います。ただ、それでもちょっと唐突な感じがしますね。

4－3までは基本計画のここまではできましたけれども、そのほか、みどりの基本計画に書かれている防災、景観、冬季間の利用についてはこのように考えますというふうな文章であれば、つながりがよいのかなと思います。

○小篠委員 今の話ですが、景観というのは、今議論している公園整備の中でも当然言われなければいけない話であると思うのですけれども、これから札幌市が都心で整備をしようとしていくときに出てくるであろう特殊公園です。大通公園のようなものを整備するときも景観は考えていかなければならないということと言うと、まちづくり戦略ビジョンなどと関係しますよね。そういうところで他の分野別計画との連携や連動させ、景観を出すことは大事になってくるのかと思いますので、そういう視点で位置づけていくということです。

公園を整備する上で景観を考えることは当然ですけれども、さらにそういう視点で考えていくということです。今までも考えていなかったわけではないのですけれども、創成川公園の事例を挙げているように、都市再生の計画の中に公園的な要素が絶対に入ってくるので、そのときに景観を考えることは必要になってきますが、そういう意図で位置付ける

ということです。その際、章として切り離してもいいかもしれませんが、そうしたほうがいいと思います。

○近藤会長 他分野の計画との関連みたいなタイトルですね。景観に関する他分野の計画があればつながりますね。

冬季間の利用についてはいかがですか。

○事務局（北原みどり推進部長） 議論が行き詰っておりますけれども、11ページの方針策定の目的で出しているプログラムとその後に続く第3章と第4章の関係が曖昧だから中途半端になっているのだと思います。

ですから、方針策定のこの項目については第3章や第4章のここで扱っていますとして、第4章の4については、この目的のこの機能について、今まで地域に必要なところで取り上げていなかったもの、あるいは、記述が弱いもので、さらにこういうふうに取り組みたいということで、例えば、4-4の防災の上の目的のこの部分について今後さらにやっていかなければならないという関連づけの説明を書き加えれば少し整理されるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○近藤会長 もう一度お願いできますか。

○事務局（北原みどり推進部長） 4-4で防災といきなり入ってくるのですが、その上に公園機能のさらなる充実へという章をなぜ作ったかという説明が入ってこなければいけなかったということです。それは、前に書いていた種別や配置などでは必ずしも十分に書き切れておらず、なおかつ、11ページのみどりの基本計画の推進プログラムに載っている項目なので、この項目について特記し、こういう観点で充実させていきますという前置きを書けば、関連性が整理されるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○近藤会長 それでいいかと思えます。急にぼんと出てきたから、言われたとおり、基本計画との関連や種類ごとの説明では十分ではなかったから特記しますというような表現にすればいいかもしれませんね。

○事務局（北原みどり推進部長） 例えば、45ページや46ページを見ると、前のページがバリアフリー化で、次に防災となります。どれも公園に必要な機能にかわりはないでしょうと思われるかもしれませんが、バリアフリー化までは基本計画で述べている地域に必要な基本的な機能と言っているものに切り分けて入っているのだという理解がされるように前書きの整理をしておけば、混乱が避けられるのではないかと考えます。

先ほど小篠委員からありましたとおり、17ページの地域に必要な公園機能のところに防災が入っていると中途半端な面がなくはないのですが、この切り分けと後ろで出てくる機能がどう関連しているかを書き込めば整理されるのかなと思います。

○近藤会長 そうしましょうか。

というのは、北原部長が言われたことも小篠委員が言われたことと大分重なっているかと思えます。

皆さんからご意見をいただき、それを十分に反映してつくるものだと思います。全般に

わたってたくさんの意見が出ましたので、審議会をもう一回開かなければいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。それとも、私と札幌市で今日いただいた意見を書き込んで、皆さんに回すという方法もあります。

私は、これだけ意見が出たので、もう一回開いて、チェックしたほうが良いと思います。札幌市あるいは委員がそれでは困るということであれば回すほうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○今井委員 この指針は審議会に諮問されておりますので、構成が大きく変わるようであれば、もう一度議論したほうが良いかと思えます。

特に、前置きの部分をとのお話があり、総論部分が厚くなるものになるのかなという気がするのです。そうすると、全体の方針や目的にかかわるものが詳しくなるのであろうと思われまますので、もう一度議論したほうが良いのかなと思えます。

○森本委員 私は、中心となる方にお任せしてもいいのかなという意見です。

終了前に、一つだけご指摘したいことがあるのですが、いいですか。

34ページのところでぜひ加えていただきたい、修正していただきたいところがあります。

機能特化公園についての地域のニーズに合った特化した機能を設定する例として二つが挙げられており、一つ目に安らぎ、二つ目に広場とあります。これは対応関係がよくないと思えます。

まずは、安らぎを「芝生・ベンチ」としていただいて、つぎに、「高齢者や乳幼児のための安らぎの場として整備する」という目的を示す書き方にするほうが、二つ目の広場とその目的、といった説明と対応させることができ、よりよい表現となると思えます。

前回までにかなり議論したにもかかわらず、高齢者や乳幼児という言葉がどこにも出ていないので、ぜひここに入れていただきたいと思えます。

あわせて、広場のところに、地域コミュニティーや子どもの遊びに利用するとともにとあるのですが、遊びの利用だと、前の地域の核となる公園と一緒になくなってしまいますので、自由な遊びというような表現にするとよいかと思えます。そうすると、前に出てきている地域の核となる公園との対比が明確になるので、目的がより伝わりやすくなるのではないかと思えます。

細かな話ですけれども、今まで内容について議論してきたことが出てくるといいと思えましたので、よろしく願いいたします。

○近藤会長 気持ちはわかります。自由広場という意味で、何をやってもいいというわけではないですね。

○森本委員 その辺の表現は問題ないように修正していただいて構いません。前の地域の核となる遊具を利用した遊びとの対比が明確になるようになればいいと思えます。

○近藤会長 地域の核となる公園との違いがわかるようにするという事ですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） ご意見をいただきましたので、今回で締めるつもりでしたけれども、改めて皆さんからもう一度ご意見をいただきたいと思えます。

よろしゅうございましょうか。

○近藤会長 大変しんどいと思いますけれども、これだけいろいろと出てきましたので、もう一度議論したほうがいいと思います。

ほかにございませんか。

○上田委員 細かいですが、43ページ、44ページの施設に関する施策についてです。

26ページでは、樹木も施設の一部となっているのです。4-3の項目の出方は何なのだろうということです。（1）に公園施設の見直しとあるにもかかわらず、（3）で樹木がいきなり出てくるのは気持ち悪いのです。

4-3の初めに公園の施設の将来像を実現するためと書いてあるのですが、26ページの①から③は樹木に関する言及はないのです。ですから、4-3に（3）樹木についてと書くのであれば、26ページの将来像のところにも樹木に関する将来像を入れておく後半に出てきてもいいのかと思います。

いずれにしても、樹木も公園施設に入るので、将来像のところにも1項目入れておいたほうがいいと思います。

○近藤会長 樹木は施設に入りますね。ここで樹木を言っているのは景観を意識して言われたのでしょうか。ただ、樹木にはいろいろな効果もありますからね。

初めに申し上げましたように、最大で4時30分までですので、そろそろ締めなければなりません。

もう一回つくり直し、ご意見をお伺いしたいと覚悟を決めていただきましたので、そのようにお願いいたします。

それでは、進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日も熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。

本日の審議をもって答申をいただく状態ではございませんので、申し訳ございませんが、もう一度お集まりいただきたいと思います。スケジュールにつきましては、これから調整したいと思いますので、後日、正式にご案内させていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、第75回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上